



平成21年2月12日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 城野史朗

平成19年(ワ)第41号 債務不存在確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年12月12日

判 決

愛媛県西条市

原 告

同訴訟代理人弁護士

松山市湊町四丁目3番地2

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

村 上 勝 也

株 式 会 社 嵯 峨 野

佐 伯 幹 夫

田 中 重 正

山 下 博

主 文

- 1 別紙債権目録記載の各債権について、原告の被告に対する債務は存在しないことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の各土地及び建物につきなした別紙登記目録記載の根抵当権設定登記及び各根抵当権変更登記の債務弁済を原因とする抹消登記手続をせよ。
- 3 被告は、原告に対し、307万0562円及び内金261万8799円に対する平成20年8月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告に対し、23万円及びこれに対する平成19年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告と被告との間において、新居浜簡易裁判所平成18年(特ノ)第104号債務弁済協定調停事件における新居浜簡易裁判所がなした平成18年4月28日の民事調停法17条に基づく決定は無効であることを確認する。
- 6 原告のその余の請求を棄却する。

7 訴訟費用は被告の負担とする。

8 この判決は第3, 4項に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主文第1, 2項及び第5項と同旨。

2 被告は, 原告に対し, 307万0594円及び内金261万8799円に対する平成20年8月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は, 原告に対し, 33万円及びこれに対する平成19年2月14日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は, 原告に対し, 87万円及びこれに対する平成20年8月9日(同月8日付け訴えの変更の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は, 原告が, 利用していた金融業者に対して

(1) 利息制限法による引き直し計算をした結果による過払金の返還

(2) 悪意の受益者として年5分の割合による利息金の支払及び損害としての弁護士費用(32万円)

(3) 取引履歴の不開示を理由とする不法行為による慰謝料(30万円)及び損害としての弁護士費用(3万円)

(4) 架空請求を理由とする不法行為による損害賠償(50万円)及び弁護士費用(5万円)

(5) 別紙債権目録記載の各債権について, 原告の被告に対する債務が存在しないことを確認し, 債務弁済を理由に別紙登記目録記載の根抵当権設定登記の抹消登記手続

の各請求をし,

(6) 特定調停の申立て後にされた民事調停法17条による決定に対して異議申

立てがなかったという反論に対し、異議申立てをしなかったのは、錯誤があったからであるとして上記17条決定の無効確認を求め、被告が、原告には、錯誤があったとしても重大な過失があったと主張し

過払金の有無等を争った事案である。

2 争点

- (1) 過払金の有無及び額
- (2) 民事調停法17条による調停に代わる決定に対して異議を申立てなかったことについて、錯誤があったか、これが肯定されるとき、原告には重大な過失があったなど、いわゆる17条決定が無効であるか。
- (3) 被告は民法704条の悪意の受益者か、これが肯定されるとき、弁護士費用は同条後段の損害といえるか。
- (4) 取引履歴を開示しなかったことによる慰謝料の額及び損害としての弁護士費用。
- (5) 利息制限法による制限利率を超える貸付をし、その返済を受けていたことが架空請求に準じて不法行為になるか、弁護士費用が損害か。
- (6) 別紙債権目録記載の各債権について、原告の被告に対する債務が存在しないか。原告は、設定していた根抵当権について、被担保債務が弁済により消滅したことを原因とする抹消登記手続請求ができるか。

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)について・・・過払金の有無及び額

ア 原告の主張

(ア) 原告は、被告との間で、平成5年ころ、利息制限法の制限利率を超過する内容の利息を支払う、極度額は50万円とする、返済額は毎月2万5000円とするとの約定の継続的金銭消費貸借契約（包括契約）を締結して、以後、継続的に取引（借入・返済）を行った。なお、原告は被告に対し、以後毎月約2万5000円を返済した。

(イ) 原告は、被告から、平成7年8月10日、300万円を借入れ、従前の債務に約50万円を充当した後、250万円を受領した。同時に別紙物件目録記載の各土地及び建物（以下「本件不動産」という。）につき別紙登記目録記載1のとおりの内容の根抵当権設定契約を締結し、同月11日、根抵当権設定登記がされた。原告は被告に対し、以後毎月9万円を返済した。

(ウ) 原告は、被告から、平成9年5月29日、600万円を借入れ、従前の債務に約255万円を充当した後、その残りを受領した。同月30日、別紙登記目録記載2のとおり、極度額を850万円とする根抵当権変更登記がされた。

原告は被告に対し、以後毎月12万を返済した。

(エ) 原告は、被告から、平成10年8月4日、900万円を借入れ、従前の債務に約570万円を充当した後、その残りを受領した。同日、別紙登記目録記載3のとおり、極度額を1200万円とする根抵当権変更登記がされた。

原告は被告に対し、以後毎月16万を返済した。

(オ) 原告は、被告から、平成12年6月ころ、100万円を借入れた。これ以後、原告は毎月18万円を返済した。

(カ) 原告は、平成17年1月以降は毎月10万円を支払い、平成18年1月、10万円を返済した。

(キ) 取引履歴不開示と推定計算

原告は、代理人を通じて被告に対し、平成18年12月7日付けで受任通知をして、当初からの取引履歴の開示を請求し、また、同月19日付けの履歴開示依頼書によっても取引履歴の開示請求を行ったが、被告は一切取引履歴の開示を行わなかった。そこで、原告は自己の記憶をもとに推定計算を行い、それを利息制限法所定の制限利率に引き直して計

算すると、別紙1引直計算書記載のとおり、原告は、被告に対し、借入元本を完済した後、少なくとも261万8799円の過払となっている。

イ 被告の主張

(ア) 被告が原告に貸付をした最初は平成12年7月21日であり、それからの取引は、別紙2のとおりである。

(イ) 原告の主張する根抵当権設定登記は、いずれも原告の要請に応じてしたものであるが、貸付はなかった。

(ウ) 原告は、平成18年2月ころ、新居浜簡易裁判所へ被告を相手方とする特定調停（以下「本件調停」という。）を申立てたが、同調停において、被告は、原告との取引履歴を提出していたため、本訴関係で重複する開示をしなかったに過ぎない。

(2) 争点(2)について・・・民事調停法17条による調停に代わる決定に対して異議を申立てなかったことについて、錯誤があったか、これが肯定されるとき、原告には重大な過失があるなど、いわゆる17条決定が無効であるか。

ア 原告の主張

(ア) 原告は、平成18年2月ころ、新居浜簡易裁判所に対し、被告との間の債務現在額の確定及び支払方法の協定を求めて本件調停を申立てたが、被告は、原告との当初からの取引履歴を提出せず、一部の履歴を提出しただけであった。

(イ) 原告と被告との取引は、前記のとおり、少なくとも平成5年ころから平成18年1月まで継続的に存在し、その取引を利息制限法の制限利率で引き直し計算すれば、別紙1計算書記載のとおり、少なくとも、本件調停に代わる民事調停法17条の決定（以下「本件17条決定」という。）がされた平成18年4月28日の時点では、原告の被告に対する借入債務は完済されていたのみならず、261万円以上の過払金が生じていた。

(ウ) 原告は、被告が本件調停において当初からの取引履歴（貸金業規制法 19 条に基づく取引履歴）並びに同法 17 条及び 18 条に基づく書面を提出しなかったため、原告は、当初からの取引履歴に基づく引直し計算をする機会を奪われ、また、同法 43 条の「みなし弁済」の要件を具備するかどうかの判断をする機会も奪われた。このような事情から、原告は、被告に対する債務は完済されているとの認識を持つことはできなかった。

(エ) 平成 18 年 4 月 28 日、新居浜簡易裁判所において、次のような本件 17 条決定がされた。

「申立人（原告）は、相手方（被告）に対し、申立人が、本日までの間に、相手方から借り受けた金員の残債務金 644 万 9684 円（うち残元金 632 万 4324 円）の支払義務があることを認める。」

(オ) 原告は、上記(ウ)に記載の事情から、錯誤に陥り、上記(エ)に記載した内容の本件 17 条決定がなされた後も異議申立てをすることができるにもかかわらず、異議申立てをすることができなかった。

(カ) 被告が本件調停に当初からの取引履歴を提出して、引直し計算がなされていれば、上記(エ)に記載した内容の本件 17 条決定がなされることはなく、また、原告も引直し計算をした結果を知らされていれば、本件 17 条決定に対し、異議申立てをしていたことは明らかである。したがって、原告には本件 17 条決定を確定させたことにつき、要素の錯誤があるから、同決定は無効である。

(キ) また、上記(ア)ないし(ウ)の事情の他、被告担当者が、原告が本件調停を申立てる際、当初の借入日について平成 12 年ころを記載すればよいと欺罔していたことを考えると、被告が原告に重過失があるとして本件 17 条決定の効力を主張することは、権利の濫用である。

イ 被告の主張

(ア) 被告と原告の取引は、別紙２のとおりであり、原告は、自己所有の不動産に対する保全・執行を免れるために被告に依頼して登記された主債務を伴わない根抵当権設定、変更の各登記が平成７年からされていることを奇貨として、被告との取引が平成５年に遡る旨の虚偽の主張をしているに過ぎない。

(イ) 本件調停の申立書の関係権利者一覧表の相手方欄の「(有) タイヨウファイナンス松山支店」「プロミス(株) 新居浜支店」「(有) ジャスココーポレーション」「アエル(株) 松山支店」に対応する各住所欄には、いずれも「H13完」との記載があり、これらの記載は、原告が平成13年に上記各会社に対する債務を完済したことを示すものと解されるが、「平成12年6月ころ他の返済資金がなく被告から100万円を借入れ、以後毎月18万円を被告に返済していた」という原告が、平成13年に上記各会社に対し、その各借入れを完済しうるはずがない。別紙２のとおり、被告が平成12年7月と平成13年8月に合計600万円を超える貸付をしたからこそ、原告は、平成13年に上記各会社へ完済ができた。このように別紙２の取引経過が真実であり、原告に錯誤はない。

(ウ) 仮に、本件17条決定について原告に錯誤があるとしても、原告には次のとおり、重大な過失があったというべきである。

① 原告は、被告担当者から言われるままに、取引開始時を「平成12年」と記載したというが、本件調停申立書の関係権利者一覧表には、完済したことを示す記載や借入額が増大したことを示す「50万→70万」の記載があり、原告が本件調停の申立時において、各貸金業者との取引期間や借入金額について、その重要性を意識していたことが明らかである。

② 原告は、本件調停において、被告が提出した平成12年を始期とする取引経過を見せられなかった旨述べるが、本件調停を申立てた平成

18年ころは、取引履歴の開示を認める平成17年7月の最高裁判所判決の後であり、過払金返還を求める訴訟が多発していた時期であるから、このような時期に調停委員から貸金業者の提出した取引経過を申立人である原告に見せて確認をすることがなかったなど、到底ありえない。

以上のように、原告は、取引経過の重要性を認識し、被告が提出していた取引経過を見た上で本件17条決定を確定させたものであるから、異議申立てをしなかった判断に重大な過失がある。

- (3) 争点(3)について・・・被告は悪意の受益者か、これが肯定されるとき、弁護士費用は同条後段の損害といえるか。

ア 原告の主張

- (ア) 被告は、登録を受けた貸金業者であり、原告から被告に対する金員の交付について、制限超過利息であることを知りながらこれを受領していたから、不当利得について悪意の受益者というべきである。
- (イ) 民法704条後段は、不当利得制度を支える公平の原則に基づき、悪意の受益者の責任を加重したものであるところ、一般に弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動をできないとして、不法行為に基づく損害賠償請求事件においては、弁護士費用が損害として認容されているが、事案の難易、訴訟遂行の内容、法的知識などの点から、悪意の受益者に対する訴訟遂行については、弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動ができないから、不法行為に基づく損害賠償請求に準じ、かつ、公平の原則に基づき、悪意の受益者に対する責任の加重として、弁護士費用を損害というべきところ、本件においては、弁護士費用中、32万円が上記損害として相当である。

イ 被告の主張

- (ア) 被告が、不当利得について悪意の受益者であるという点は争う。

(イ) 弁護士費用については争う。

(4) 争点(4)について・・・取引履歴を開示しなかったことによる慰謝料の額及び損害としての弁護士費用。

ア 原告の主張

(ア) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う（最高裁判所平成17年7月19日判決）。

(イ) 原告は、被告に対して、前記のとおり、取引履歴開示請求を行ったが、被告は、全く取引履歴の開示をしなかった。被告の行為が取引履歴開示義務に違反することは明らかである。

(ウ) 原告は、被告の上記対応により、自己の取引を正確に把握することができず、これにより精神的苦痛を受けた。かかる苦痛を慰謝するには30万円を下らない。また、原告は、被告の行為によって原告代理人に委任し提訴せざるを得なくなった。かかる提訴等に必要となった弁護士費用3万円は、被告の行為と相当因果関係のある損害である。

イ 被告の主張

被告は、前記のとおり、存在する取引履歴は全て開示した。

(5) 争点(5)について・・・利息制限法による制限利率を超える貸付をし、その返済を受けていたことが架空請求に準じて不法行為になるか、弁護士費用が損害か。

ア 原告の主張

(ア) 被告は、原告から受領する利息制限法所定の制限を超える利率による利息の收受は不当利得を構成するものであることを知っていたにもかかわらず

らず、利息制限法の制限利率による引直し計算をせずに原告に対して利息及び元本の支払請求をしてきた。そして、原告はその請求が正しいものとして、これに応じて被告に返済を続けてきた。被告の上記のような請求は、充当計算の結果、元本がなくなるまではその一部は存在しない債権に係るものであり、元本がなくなった後は、その全部が存在しない債務に係るものであるから、架空請求として不法行為を構成するといふべきである。

(イ) とりわけ、被告は、事実上、一般的に貸金業法43条のいわゆるみなし弁済の適用を否定した最高裁平成18年1月13日判決の後も、みなし弁済が成立することを前提とした約定利息による貸金請求を行い、受領した。たとえば、返済の都度、債務者は利用明細書などの領収書を受領するが、そこには、すでに約定による残債務は存在しないにもかかわらず、虚偽の残債務額が記載され、返済する必要もないのに、次回の返済予定日と返済予定額が記載されていた。これらは架空請求そのものである。

(ウ) 特定調停における架空請求

さらに、原告が特定調停の方法による債務整理を行う際、被告は、真実は平成5年ころから取引があるにもかかわらず、平成12年ころからの取引であると虚偽の事実を原告に告げた上、同特定調停手続においても同様の主張をして裁判所を通じて原告を欺罔し、真実は貸金債務は存在しないにもかかわらず、存在するかのように632万7478円の請求を行った。

(エ) 担保不動産競売開始申立と架空請求

また、被告は、前記と同様に虚偽の事実を基に、債務が存在しないのに担保不動産競売開始申立を行った。

(オ) 告知義務違反

被告は、原告から制限超過利息及び元本を受領する際、原告に対して、貸金債務は既に原告の弁済によって消滅しており、法律上の支払義務がないことを告げる義務があるにもかかわらず、告げなかった。また、原告が特定調停を申立てる際に、被告は、原告との取引は平成12年より前の平成5年ころから存在していたことを認識していたのであるから、原告から当初取引日を確認された場合には平成5年ころの取引日を告知する義務があったにもかかわらず、これを告げなかった。

(カ) 故意、因果関係

被告は、制限超過利息の元本充当及び貸金業法のみなし弁済に関する一連の最高裁判例等を熟知しているはずであるから、上記被告の行為が架空請求になること、それにより原告に損害が生じることを当然に知っていたものというべきである。少なくとも、被告には架空請求になりうること及び原告に損害が生じうることを予見できたといえる。

(キ) 被告の上記行為により、原告は、法律上支払う必要のない金員を支払わされたほか、被告の請求額全額を支払わなければならないと誤信し、生活を切りつめたり、他者から借入れをして、被告に返済をするなどして多重債務状態に陥ったりした。また、原告は、特定調停において存在しない貸金債権の債務名義を取得された。さらに、原告は、被告の担保不動産競売申立により、その居住する不動産を失う危険にさらされた。これら原告の被った精神的苦痛を慰謝するには50万円が相当である。また、弁護士費用のうち、5万円が相当因果関係のある損害というべきである。

イ 被告の主張

(ア) 原告と被告との取引は、別紙2記載のとおり、利息制限法による引き直し計算によっても、過払いはない。したがって、告知義務違反などはなく、架空請求ともいえない。

(イ) 被告と原告との取引が、原告の主張のとおりと擬制されるにしても、被告は、貸金業の規制等に関する法律43条のみなし弁済が成立すると認識の下に原告からの弁済を受けてきたから、これが不法行為に該当することはない。

(6) 争点(6)について・・・別紙債権目録記載の各債権について、原告の被告に対する債務が存在しないか。原告は、設定していた根抵当権について、被担保債務が弁済により消滅したことを原因とする抹消登記手続請求ができるか。

ア 原告の主張

原告の被告に対する別紙債権目録記載の各債務は、別紙1のとおり、過払い状態であり、存在しない。根抵当権の被担保債務が弁済により消滅したから、根抵当権設定登記は抹消されるべきである。

イ 被告の主張

争う。

第3 争点に対する当裁判所の判断

1 争点(1)について・・・過払金の有無及び額について

(1) 証拠（甲10、原告本人の他、後記認定事実中に摘示したもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成16年まで会社員として稼働し、退職後はアルバイトなどに従事している者であり、被告は、金融業者であるところ、原告と被告との間には、継続的な金銭貸借関係があった。

イ 原告は、平成18年3月24日、いわゆる多重債務の整理のため、新居浜簡易裁判所へ特定調停（本件調停）を申立て（甲13の2）、同年4月28日、同裁判所において、民事調停法17条の調停に代わる決定（本件17条決定）がされ（乙1）、原告は、それに対して、異議申立てをしなかった。本件申立書には、原告自らが、被告との取引は平成12年から始まり、調停申立て時の残債務が870万円である旨を記載していた。これ

に対し、被告は、平成12年7月21日以降の取引履歴（乙3）を示していたが、それには、平成18年3月15日の時点で、残債務が632万7478円との記載があった。本件17条決定は、原告と被告との間に残元金632万4324円を含む残債務644万9684円が存在することを確認し、その分割弁済を命ずる内容であった。

ウ 原告は、本件17条決定を受けた後も、異議申立てはしなかったが、同決定にしたがった弁済をしなかったため、被告が、本件土地・建物について本件根抵当権設定登記に基づき、競売申立をした。その申立には、被担保債権として、平成18年1月16日の金銭消費貸借に基づく860万円の貸金元金と利息などと記載されていた（甲9）。しかし、被告が本件調停の際に提出した計算書（乙3）には、該当する貸借の記載がない。また、860万円の貸金元金を記載した平成17年11月28日付け限度額借入基本契約書（乙4）が本件において提出されているが、前記計算書（乙3）には、同日付の860万円の貸借は記載されていない。

エ 本件不動産には、被告を根抵当権者とする極度額500万円の平成7年8月10日設定の根抵当権設定登記、平成9年5月29日、極度額を850万円に、平成10年8月4日、極度額を1200万円に、それぞれ変更する根抵当権変更登記（以上、いずれも本件抵当権設定登記）がされている。

オ 原告は、本件調停申立て時には、被告に問い合わせ、平成12年ころから借入れ、借入金残額が870万円くらいと聞いてそのように記載したと述べ、本件訴訟の提起時には、別紙1のような借入れを思い出した旨述べる。

(2) 以上の認定事実によると、原告は、平成7年8月10日設定の根抵当権設定登記をしたころから、既に、被告からの借入れをしていたことが推測されるところ、被告は、本訴提起前には、原告代理人からの取引履歴の開示要求

に応じなかった様子が認められる上、本訴提起後も、当裁判所による文書提出命令に応じなかったことは記録上明らかであるから、原告が文書提出命令を申立てた際に提出を求めた平成5年から平成12年7月21日までの金銭消費貸借関係については、民訴法224条1項により、原告の主張による同期間の貸借関係の存在を真実と認めることができる。そして、上記認定の本件根抵当権設定登記の設定、変更登記の状況や、原告の記憶している借入れ関係を併せ検討すると、原告と被告との間の取引関係は、別紙3のとおりであったものと推認され、最終取引日である平成18年1月31日の時点における過払元金が261万8799円、これに対する平成20年8月8日までの年5分の割合による利息金が45万1763円であることが認められる。

2 争点(2)について・・・本件17条決定に対して異議を申立てなかったことについて、錯誤があったか、これが肯定されるとき、原告には重大な過失があったなど、いわゆる17条決定が無効であるか。

(1) 前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告が本件調停を申立てた際、被告からは、平成12年7月以降の取引履歴だけしか提出されなかったことが認められるところ、原告が被告から借入れを始めたのは、平成5年ころからであったから、取引当初からのいわゆる引き直し計算をすれば、本件17条決定がされた平成18年4月ころには、過払い状態であることが判明していたものと認められる。

ところで、17条決定は、所定期間内に異議の申立てがないときは、裁判上の和解と同一の効力を有するものであるが、形式上は決定であるものの、実質は裁判所による調停案の提示であり、当事者の異議がない場合には合意の存在が擬制されて調停に準じる性質を有するものと考えられるから、実態は当事者の私法上の契約と同視できるものである。したがって、当事者が同決定に対して異議を申立てなかったことについて、錯誤など私法上の契約無効原因があれば、決定の無効を主張することができるものと考えられる。

本件においては、前記のように、原告は、過払いにより債務が消滅していることを知らないまま、本件17条決定に対して異議を申立てなかったことが認められるから、原告には、要素の錯誤が認められるので、同決定に対して、一応、錯誤無効を主張することができるというべきである。

- (2) 被告は、原告が金融業者との間の取引期間や借入金額について、その重要性を認識していた上、平成12年以降の取引履歴を提示したから、被告との取引状態を十分理解した上で本件17条決定に対して異議を申立てなかったもので、原告には重大な過失がある旨主張する。

しかし、原告は、本件調停を申立てた平成18年3月ころは、被告を含め8社から借入れをし、月々の返済をしていた多重債務者であったから、当初からの取引履歴などを見せられない限り、正確な借入れ状況を認識できていなかったものと考えられるので、過失を論じる前提を欠くものというべきである。

- (3) よって、原告は、本件17条決定について無効を主張することができる。

3 争点(3)について・・被告は民法704条後段の悪意の受益者か、これが肯定されるとき、弁護士費用は同条後段の損害といえるか。

- (1) 弁論の全趣旨によれば、被告は、原告との間で、利息制限法の制限超過利息で貸付をしていたから、同法による引き直し計算により、過払金が発生することを承知していたものと認められるところ、被告は、貸金業の規制等に関する法律43条所定のみなし弁済が適用されるものと思って超過利息を受領していたというものの、同条所定の要件を具備していることについて何らの証拠も提出しないから、不当利得金の収受については悪意の受益者であったものと認められる。

- (2) また、民法704条後段には、損害賠償責任を定めているところ、原告は、過払金請求訴訟の提起に係る弁護士費用がその損害に当たると主張する。

しかし、民事訴訟法においては、弁護士強制主義を採用していないので、

一般に、弁護士費用を損害としてその賠償を求めることができるのは、不法行為又は不法行為として構成することも可能な債務不履行の場合のように、義務の発生原因となった行為が不法行為に準ずるような高度の違法性を備えている場合に限られる。

本件訴訟は、原告が、被告から借入れた際の約定利率が制限利率を超過するものであるから引き直し計算による過払金を不当利得として返還を請求するというものであり、義務の発生原因となった行為が不法行為に準ずるような高度の違法性を備えているものということとはできない。したがって、過払金請求訴訟の提起に係る弁護士費用は民法704条後段の損害に当たるということはできないから、原告の上記主張は理由がない。

4 争点(4)について・・・取引履歴を開示しなかったことによる慰謝料の額及び損害としての弁護士費用。

(1) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う（最高裁判所平成17年7月19日判決）。

(2) 原告は、被告に対して、本件提訴の前後に、前認定のとおり、取引履歴開示請求を行ったが、被告は、全く取引履歴の開示をしなかった。被告の行為は取引履歴開示義務に違反する。

弁論の全趣旨によれば、原告は、被告の上記対応により、自己の取引を正確に把握することができず、これにより精神的苦痛を受けたことが認められるところ、その苦痛を慰謝するには20万円が相当と認める。また、原告は、被告の行為によって原告代理人に委任せざるを得なくなり、また、提訴せざるを得なくなったが、このように提訴等に必要となった弁護士費用中、3万円は、被告の行為と相当因果関係のある損害というべきである。

(3) 以上によれば、被告は原告に対し、損害賠償として23万円及びこれに対する原告の主張にかかる訴状送達日の翌日（平成19年2月14日）から民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

5 争点(5)について・・・利息制限法による制限利率を超える貸付をし、その返済を受けていたことが架空請求に準じて不法行為になるか、弁護士費用が損害か。

原告は、被告が利息制限法を超える利息は不当利得となることを知りながら、それを原告に告知もせず、引き直し計算もしないまま、制限超過利息を請求・收受し続けたことが不法行為に該当する旨主張する。

しかし、利息制限法の制限を超過する利息は、出資法による取締法規に違反しない限り、不当利得に留まるものであって違法な利得ではない上、そのような高利息の金融も、原告がそれと知って消費貸借契約を結び、自らの意思で借入れをしたのであり、このような利得の性質や契約による行為であることを考えると、利息制限法に違反した利息の收受は、その取立てや收受の方法が著しく社会的相当性を欠くなど特別な事情がない限り、「違法」な「権利又は利益」の侵害であるとはいえず、本件では上記のような特別な事情もない。したがって、不法行為である旨の主張は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

6 争点(6)について・・・別紙債権目録記載の各債権について、原告の被告に対する債務が存在しないか。原告は、設定していた根抵当権について、被担保債務が弁済により消滅したことを原因とする抹消登記手続請求ができるか。

前記認定事実によれば、原告の被告に対する債務は、別紙1のとおり、本件口頭弁論終結時において、過払状態であり、根抵当権の被担保債務は弁済により消滅していることが認められる。したがって、本件土地・建物についてされた本件根抵当権設定登記は債務弁済を原因として抹消登記がされるべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の本訴請求は、

- 1 別紙債権目録記載の各債権について、被告に対する債務は存在しないことの確認
- 2 被告に対し、別紙物件目録記載の各土地及び建物につきなした別紙登記目録記載の根抵当権設定登記及び各根抵当権変更登記の債務弁済を原因とする抹消登記手続の請求
- 3 被告に対し、別紙3記載のとおり過払金と平成18年8月8日までの利息金合計307万0562円及び過払い元金261万8799円に対する平成20年8月9日（同月8日付け訴えの変更の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員の支払
- 4 被告に対し、取引履歴不開示による損害賠償金及び弁護士費用の合計23万円及びこれに対する平成19年2月14日（本件訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員の支払
- 5 原告と被告との間において、新居浜簡易裁判所平成18年（特ノ）第104号債務弁済協定調停事件における新居浜簡易裁判所がなした平成18年4月28日の民事調停法17条に基づく決定は無効であることの確認を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、主文のとおり判決する。

なお、主文第2項についての仮執行宣言は相当でないからこれを付さない。

松山地方裁判所民事第2部

（裁判官） 高 橋 正

これは正本である

平成20年2月12日

松山地方裁判所

裁判所書記官

城野史朗



債権目録

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 債権者 | 株式会社嵯峨野 |
| | 債務者 | ■■■■■ |
| | 金銭消費貸借契約日 | 平成7年8月10日 |
| | 貸付金 | 300万円 |
| | 利息 | 年29.2パーセント |
| 2 | 債権者 | 株式会社嵯峨野 |
| | 債務者 | ■■■■■ |
| | 準消費貸借契約日 | 平成9年5月29日 |
| | 貸付金 | 600万円 |
| | 利息 | 年20パーセント |
| 3 | 債権者 | 株式会社嵯峨野 |
| | 債務者 | ■■■■■ |
| | 準消費貸借契約日 | 平成10年8月4日 |
| | 貸付金 | 900万円 |
| | 利息 | 年20パーセント |

物 件 目 録

1 所 在 西条市 [REDACTED]
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 190.80平方メートル

2 所 在 西条市 [REDACTED]
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 27.51平方メートル

3 所 在 西条市 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 64.07平方メートル
2階 25.27平方メートル

登 記 目 録

- 1 松山地方法務局西条支局平成7年8月11日受付第6325号根抵当権設定登記

原 因 平成7年8月10日設定

極 度 額 金500万円

債権の範囲 金銭消費貸借取引，売買取引，手形割引取引，手形貸付取引，
手形債権，小切手債権

債 務 者 西条市 [REDACTED] [REDACTED]

根抵当権者 松山市湊町四丁目3番地2
株式会社嵯峨野

共 同 担 保 目録(5)第4661号

- 2 松山地方法務局西条支局平成9年5月30日受付第3581号4番根抵当権変更登記

原 因 平成9年5月29日変更

極 度 額 金850万円

- 3 松山地方法務局西条支局平成10年8月4日受付第8611号4番根抵当権変更登記

原 因 平成10年8月4日変更

極 度 額 金1,200万円

計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

過払利率 5%

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	備考
1	H5. 6. 1	500,000		0.18				500,000			
2	H5. 6. 30	8,400	25,000	0.18	29	7,150	0	490,550	0	0	
3	H5. 7. 31	8,400	25,000	0.18	31	7,499	0	481,449	0	0	
4	H5. 8. 31	8,400	25,000	0.18	31	7,360	0	472,209	0	0	
5	H5. 9. 30	8,400	25,000	0.18	30	6,986	0	462,595	0	0	
6	H5. 10. 31	8,400	25,000	0.18	31	7,072	0	453,067	0	0	
7	H5. 11. 30	8,400	25,000	0.18	30	6,702	0	443,169	0	0	
8	H5. 12. 27	8,400	25,000	0.18	27	5,900	0	432,469	0	0	
9	H6. 1. 31	8,400	25,000	0.18	35	7,464	0	423,333	0	0	
10	H6. 2. 28	8,400	25,000	0.18	28	5,845	0	412,578	0	0	
11	H6. 3. 31	8,400	25,000	0.18	31	6,307	0	402,285	0	0	
12	H6. 4. 30	8,400	25,000	0.18	30	5,951	0	391,636	0	0	
13	H6. 5. 31	8,400	25,000	0.18	31	5,987	0	381,023	0	0	
14	H6. 6. 30	8,400	25,000	0.18	30	5,637	0	370,060	0	0	
15	H6. 7. 31	8,400	25,000	0.18	31	5,657	0	359,117	0	0	
16	H6. 8. 31	8,400	25,000	0.18	31	5,490	0	348,007	0	0	
17	H6. 9. 30	8,400	25,000	0.18	30	5,148	0	336,555	0	0	
18	H6. 10. 31	8,400	25,000	0.18	31	5,145	0	325,100	0	0	
19	H6. 11. 30	8,400	25,000	0.18	30	4,809	0	313,309	0	0	
20	H6. 12. 27	8,400	25,000	0.18	27	4,171	0	300,880	0	0	
21	H7. 1. 31	8,400	25,000	0.18	35	5,193	0	289,473	0	0	
22	H7. 2. 28	8,400	25,000	0.18	28	3,997	0	276,870	0	0	
23	H7. 3. 31	8,400	25,000	0.18	31	4,232	0	264,502	0	0	
24	H7. 4. 30	8,400	25,000	0.18	30	3,913	0	251,815	0	0	
25	H7. 5. 31	8,400	25,000	0.18	31	3,849	0	239,064	0	0	
26	H7. 6. 30	8,400	25,000	0.18	30	3,536	0	226,000	0	0	
27	H7. 7. 31	8,400	25,000	0.18	31	3,455	0	212,855	0	0	
28	H7. 8. 10	3,000,000	503,283	0.15	10	1,049	0	2,710,621	0	0	
29	H7. 8. 31		90,000	0.15	21	23,393	0	2,644,014	0	0	
30	H7. 9. 30		90,000	0.15	30	32,597	0	2,586,611	0	0	
31	H7. 10. 31		90,000	0.15	31	32,952	0	2,529,563	0	0	
32	H7. 11. 30		90,000	0.15	30	31,186	0	2,470,749	0	0	
33	H7. 12. 27		90,000	0.15	27	27,415	0	2,408,164	0	0	
34	H8. 1. 31		90,000	0.15	35	34,554	0	2,352,718	0	0	
35	H8. 2. 28		90,000	0.15	28	26,998	0	2,289,716	0	0	
36	H8. 3. 31		90,000	0.15	32	30,029	0	2,229,745	0	0	
37	H8. 4. 30		90,000	0.15	30	27,414	0	2,167,159	0	0	
38	H8. 5. 31		90,000	0.15	31	27,533	0	2,104,692	0	0	
39	H8. 6. 30		90,000	0.15	30	25,877	0	2,040,569	0	0	
40	H8. 7. 31		90,000	0.15	31	25,925	0	1,976,494	0	0	
41	H8. 8. 31		90,000	0.15	31	25,111	0	1,911,605	0	0	
42	H8. 9. 30		90,000	0.15	30	23,503	0	1,845,108	0	0	
43	H8. 10. 31		90,000	0.15	31	23,441	0	1,778,549	0	0	
44	H8. 11. 30		90,000	0.15	30	21,867	0	1,710,416	0	0	
45	H8. 12. 27		90,000	0.15	27	18,926	0	1,639,342	0	0	
46	H9. 1. 31		90,000	0.15	35	23,572	0	1,572,914	0	0	
47	H9. 2. 28		90,000	0.15	28	18,099	0	1,501,013	0	0	
48	H9. 3. 31		90,000	0.15	31	19,122	0	1,430,135	0	0	
49	H9. 4. 30		90,000	0.15	30	17,631	0	1,357,766	0	0	
50	H9. 5. 29	6,000,000	2,558,762	0.15	29	16,181	0	4,815,185	0	0	
51	H9. 6. 30		120,000	0.15	32	63,322	0	4,758,507	0	0	

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	備考
52	H9. 7. 31		120,000	0.15	31	60,622	0	4,699,129	0	0	
53	H9. 8. 31		120,000	0.15	31	59,865	0	4,638,994	0	0	
54	H9. 9. 30		120,000	0.15	30	57,193	0	4,576,187	0	0	
55	H9. 10. 31		120,000	0.15	31	58,299	0	4,514,486	0	0	
56	H9. 11. 30		120,000	0.15	30	55,658	0	4,450,144	0	0	
57	H9. 12. 27		120,000	0.15	27	49,378	0	4,379,522	0	0	
58	H10. 1. 31		120,000	0.15	35	62,993	0	4,322,515	0	0	
59	H10. 2. 28		120,000	0.15	28	49,738	0	4,252,253	0	0	
60	H10. 3. 31		120,000	0.15	31	54,172	0	4,186,425	0	0	
61	H10. 4. 30		120,000	0.15	30	51,613	0	4,118,038	0	0	
62	H10. 5. 31		120,000	0.15	31	52,462	0	4,050,500	0	0	
63	H10. 6. 30		120,000	0.15	30	49,937	0	3,980,437	0	0	
64	H10. 7. 31		120,000	0.15	31	50,709	0	3,911,146	0	0	
65	H10. 8. 4	9,000,000	5,708,607	0.15	4	6,429	0	7,208,968	0	0	
66	H10. 8. 31		160,000	0.15	27	79,989	0	7,128,957	0	0	
67	H10. 9. 30		160,000	0.15	30	87,891	0	7,056,848	0	0	
68	H10. 10. 31		160,000	0.15	31	89,902	0	6,986,750	0	0	
69	H10. 11. 30		160,000	0.15	30	86,138	0	6,912,888	0	0	
70	H10. 12. 27		160,000	0.15	27	76,704	0	6,829,592	0	0	
71	H11. 1. 31		160,000	0.15	35	98,233	0	6,767,825	0	0	
72	H11. 2. 28		160,000	0.15	28	77,876	0	6,685,701	0	0	
73	H11. 3. 31		160,000	0.15	31	85,173	0	6,610,874	0	0	
74	H11. 4. 30		160,000	0.15	30	81,503	0	6,532,377	0	0	
75	H11. 5. 31		160,000	0.15	31	83,220	0	6,455,597	0	0	
76	H11. 6. 30		160,000	0.15	30	79,589	0	6,375,186	0	0	
77	H11. 7. 31		160,000	0.15	31	81,218	0	6,296,404	0	0	
78	H11. 8. 31		160,000	0.15	31	80,214	0	6,216,618	0	0	
79	H11. 9. 30		160,000	0.15	30	76,643	0	6,133,261	0	0	
80	H11. 10. 31		160,000	0.15	31	78,136	0	6,051,397	0	0	
81	H11. 11. 30		160,000	0.15	30	74,606	0	5,966,003	0	0	
82	H11. 12. 27		160,000	0.15	27	66,198	0	5,872,201	0	0	
83	H12. 1. 31		160,000	0.15	35	84,258	0	5,796,459	0	0	
84	H12. 2. 29		160,000	0.15	29	68,892	0	5,705,351	0	0	
85	H12. 3. 31		160,000	0.15	31	72,486	0	5,617,837	0	0	
86	H12. 4. 30		160,000	0.15	30	69,071	0	5,526,908	0	0	
87	H12. 5. 31		160,000	0.15	31	70,218	0	5,437,126	0	0	
88	H12. 6. 1	1,000,000		0.15	1	2,228	2,228	6,437,126	0	0	
89	H12. 6. 30		180,000	0.15	29	76,506	0	6,335,860	0	0	
90	H12. 7. 31		180,000	0.15	31	80,496	0	6,236,356	0	0	
91	H12. 8. 31		180,000	0.15	31	79,232	0	6,135,588	0	0	
92	H12. 9. 30		180,000	0.15	30	75,437	0	6,031,025	0	0	
93	H12. 10. 31		180,000	0.15	31	76,623	0	5,927,648	0	0	
94	H12. 11. 30		180,000	0.15	30	72,880	0	5,820,528	0	0	
95	H12. 12. 27		180,000	0.15	27	64,407	0	5,704,935	0	0	
96	H13. 1. 31		180,000	0.15	35	82,031	0	5,606,966	0	0	
97	H13. 2. 28		180,000	0.15	28	64,518	0	5,491,484	0	0	
98	H13. 3. 31		180,000	0.15	31	69,960	0	5,381,444	0	0	
99	H13. 4. 30		180,000	0.15	30	66,346	0	5,267,790	0	0	
100	H13. 5. 31		180,000	0.15	31	67,110	0	5,154,900	0	0	
101	H13. 6. 30		180,000	0.15	30	63,553	0	5,038,453	0	0	
102	H13. 7. 31		180,000	0.15	31	64,188	0	4,922,641	0	0	
103	H13. 8. 31		180,000	0.15	31	62,713	0	4,805,354	0	0	
104	H13. 9. 30		180,000	0.15	30	59,244	0	4,684,598	0	0	
105	H13. 10. 31		180,000	0.15	31	59,680	0	4,564,278	0	0	
106	H13. 11. 30		180,000	0.15	30	56,271	0	4,440,549	0	0	
107	H13. 12. 27		180,000	0.15	27	49,271	0	4,309,820	0	0	
108	H14. 1. 31		180,000	0.15	35	61,990	0	4,191,810	0	0	
109	H14. 2. 28		180,000	0.15	28	48,234	0	4,060,044	0	0	
110	H14. 3. 31		180,000	0.15	31	51,723	0	3,931,767	0	0	

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	備考
111	H14. 4. 30		180,000	0.15	30	48,473	0	3,800,240	0	0	
112	H14. 5. 31		180,000	0.15	31	48,414	0	3,668,654	0	0	
113	H14. 6. 30		180,000	0.15	30	45,229	0	3,533,883	0	0	
114	H14. 7. 31		180,000	0.15	31	45,020	0	3,398,903	0	0	
115	H14. 8. 31		180,000	0.15	31	43,301	0	3,262,204	0	0	
116	H14. 9. 30		180,000	0.15	30	40,218	0	3,122,422	0	0	
117	H14. 10. 31		180,000	0.15	31	39,778	0	2,982,200	0	0	
118	H14. 11. 30		180,000	0.15	30	36,766	0	2,838,966	0	0	
119	H14. 12. 27		180,000	0.15	27	31,500	0	2,690,466	0	0	
120	H15. 1. 31		180,000	0.15	35	38,698	0	2,549,164	0	0	
121	H15. 2. 28		180,000	0.15	28	29,332	0	2,398,496	0	0	
122	H15. 3. 31		180,000	0.15	31	30,556	0	2,249,052	0	0	
123	H15. 4. 30		180,000	0.15	30	27,728	0	2,096,780	0	0	
124	H15. 5. 31		180,000	0.15	31	26,712	0	1,943,492	0	0	
125	H15. 6. 30		180,000	0.15	30	23,960	0	1,787,452	0	0	
126	H15. 7. 31		180,000	0.15	31	22,771	0	1,630,223	0	0	
127	H15. 8. 31		180,000	0.15	31	20,768	0	1,470,991	0	0	
128	H15. 9. 30		180,000	0.15	30	18,135	0	1,309,126	0	0	
129	H15. 10. 31		180,000	0.15	31	16,677	0	1,145,803	0	0	
130	H15. 11. 30		180,000	0.15	30	14,126	0	979,929	0	0	
131	H15. 12. 27		180,000	0.15	27	10,873	0	810,802	0	0	
132	H16. 1. 31		180,000	0.15	35	11,633	0	642,435	0	0	
133	H16. 2. 29		180,000	0.15	29	7,635	0	470,070	0	0	
134	H16. 3. 31		180,000	0.15	31	5,972	0	296,042	0	0	
135	H16. 4. 30		180,000	0.15	30	3,639	0	119,681	0	0	
136	H16. 5. 31		180,000	0.15	31	1,520	0	-58,799	0	0	
137	H16. 6. 30		180,000	0.15	30	0	0	-238,799	-240	-240	
138	H16. 7. 31		180,000	0.15	31	0	0	-418,799	-1,011	-1,251	
139	H16. 8. 31		180,000	0.15	31	0	0	-598,799	-1,773	-3,024	
140	H16. 9. 30		180,000	0.15	30	0	0	-778,799	-2,454	-5,478	
141	H16. 10. 31		180,000	0.15	31	0	0	-958,799	-3,298	-8,776	
142	H16. 11. 30		180,000	0.15	30	0	0	-1,138,799	-3,929	-12,705	
143	H16. 12. 27		180,000	0.15	27	0	0	-1,318,799	-4,200	-16,905	
144	H17. 1. 31		100,000	0.15	35	0	0	-1,418,799	-6,321	-23,226	
145	H17. 2. 28		100,000	0.15	28	0	0	-1,518,799	-5,441	-28,667	
146	H17. 3. 31		100,000	0.15	31	0	0	-1,618,799	-6,449	-35,116	
147	H17. 4. 30		100,000	0.15	30	0	0	-1,718,799	-6,652	-41,768	
148	H17. 5. 31		100,000	0.15	31	0	0	-1,818,799	-7,299	-49,067	
149	H17. 6. 30		100,000	0.15	30	0	0	-1,918,799	-7,474	-56,541	
150	H17. 7. 31		100,000	0.15	31	0	0	-2,018,799	-8,148	-64,689	
151	H17. 8. 31		100,000	0.15	31	0	0	-2,118,799	-8,572	-73,261	
152	H17. 9. 30		100,000	0.15	30	0	0	-2,218,799	-8,707	-81,968	
153	H17. 10. 31		100,000	0.15	31	0	0	-2,318,799	-9,422	-91,390	
154	H17. 11. 30		100,000	0.15	30	0	0	-2,418,799	-9,529	-100,919	
155	H17. 12. 27		100,000	0.15	27	0	0	-2,518,799	-8,946	-109,865	
156	H18. 1. 31		100,000	0.15	35	0	0	-2,618,799	-12,076	-121,941	
157	H20. 8. 8			0.15	920	0	0	-2,618,799	-329,854	-451,795	
158				0.15	0	0	0	0	0	0	
159				0.15	0	0	0	0	0	0	
160				0.15	0	0	0	0	0	0	
161				0.15	0	0	0	0	0	0	
162				0.15	0	0	0	元利金合計	0	0	
163				0.15	0	0	0	-3,070,594	0	0	

(別紙2)

金利計算書

回数	取引日	貸付金	支払金	経過	利率	手数料	前回未収不足	経過利息	利息充当	元金充当	残元金	未収不足金
1	00/07/21	2,000,000		0	15.00000	0	0	0	0	0	2,000,000	0
2	00/08/30		50,000	41	15.00000	0	0	33,698	33,698	16,302	1,983,698	0
3	00/09/26		50,000	27	15.00000	0	0	22,010	22,010	27,990	1,956,708	0
4	00/10/31		50,000	35	15.00000	0	0	28,130	28,130	21,870	1,933,838	0
5	00/11/30		50,000	30	15.00000	0	0	23,841	23,841	26,159	1,907,679	0
6	00/12/29		50,000	29	15.00000	0	0	22,735	22,735	27,265	1,880,414	0
7	01/01/30		50,000	32	15.00000	0	0	24,728	24,728	25,272	1,855,142	0
8	01/02/28		50,000	29	15.00000	0	0	22,109	22,109	27,891	1,827,251	0
9	01/03/27		50,000	27	15.00000	0	0	20,274	20,274	29,726	1,797,525	0
10	01/04/27		50,000	31	15.00000	0	0	22,899	22,899	27,101	1,770,424	0
11	01/05/31		50,000	34	15.00000	0	0	24,737	24,737	26,263	1,745,161	0
12	01/06/28		50,000	28	15.00000	0	0	20,081	20,081	29,919	1,715,242	0
13	01/07/30		50,000	32	15.00000	0	0	22,556	22,556	27,444	1,687,798	0
14	01/08/30		50,000	31	15.00000	0	0	21,502	21,502	28,498	1,659,300	0
15	01/08/30	4,180,692		0	15.00000	0	0	0	0	0	5,839,992	0
16	01/10/02		130,000	33	15.00000	0	0	79,199	79,199	50,801	5,789,191	0
17	01/10/31		130,000	29	15.00000	0	0	68,994	68,994	61,006	5,728,185	0
18	01/12/03		130,000	33	15.00000	0	0	77,683	77,683	52,317	5,675,868	0
19	02/01/07		130,000	36	15.00000	0	0	81,639	81,639	48,361	5,627,507	0
20	02/01/30		130,000	23	15.00000	0	0	53,191	53,191	76,809	5,550,698	0
21	02/02/28		130,000	29	15.00000	0	0	66,152	66,152	63,848	5,486,850	0
22	02/03/26		130,000	26	15.00000	0	0	58,626	58,626	71,374	5,415,476	0
23	02/05/07		150,000	42	15.00000	0	0	93,472	93,472	56,528	5,358,948	0
24	02/05/29		130,000	22	15.00000	0	0	48,450	48,450	81,550	5,277,398	0
25	02/06/28		120,000	30	15.00000	0	0	66,063	66,063	54,937	5,222,461	0
26	02/07/30		120,000	32	15.00000	0	0	68,878	68,878	51,122	5,171,339	0
27	02/08/30		120,000	31	15.00000	0	0	65,878	65,878	54,122	5,117,017	0
28	02/10/01		120,000	32	15.00000	0	0	67,292	67,292	52,708	5,064,309	0
29	02/11/05		120,000	35	15.00000	0	0	72,842	72,842	47,158	4,940,449	0
30	02/11/26		120,000	21	15.00000	0	0	43,298	43,298	57,061	4,883,388	0
31	02/12/27		120,000	31	15.00000	0	0	62,939	62,939	49,760	4,833,628	0
32	03/01/31		120,000	35	15.00000	0	0	70,240	70,240	56,435	4,777,193	0
33	03/03/04		120,000	27	15.00000	0	0	63,565	63,565	66,993	4,710,200	0
34	03/03/31		130,000	37	15.00000	0	0	71,620	71,620	58,380	4,651,820	0
35	03/05/07		130,000	37	15.00000	0	0	70,733	70,733	59,267	4,592,553	0
36	03/06/13		100,000	18	15.00000	0	0	33,972	33,972	66,028	4,526,525	0
37	03/07/01		120,000	27	15.00000	0	0	50,225	50,225	69,775	4,456,750	0
38	03/07/28		120,000	35	15.00000	0	0	64,103	64,103	55,897	4,400,853	0
39	03/09/01		120,000	25	15.00000	0	0	45,214	45,214	74,786	4,326,067	0
40	03/09/26		120,000	34	15.00000	0	0	60,446	60,446	59,554	4,266,513	0
41	03/10/30		120,000	29	15.00000	0	0	50,847	50,847	69,153	4,197,360	0
42	03/11/28		120,000	27	15.00000	0	0	46,573	46,573	73,427	4,123,933	0
43	03/12/25		120,000	36	15.00000	0	0	61,011	61,011	58,989	4,064,944	0
44	04/01/30		120,000	28	15.00000	0	0	46,774	46,774	73,226	3,991,718	0
45	04/02/27		120,000	33	15.00000	0	0	54,134	54,134	65,866	3,925,852	0
46	04/03/31		120,000	28	15.00000	0	0	45,174	45,174	74,826	3,851,026	0
47	04/04/28		120,000	33	15.00000	0	0	52,226	52,226	67,774	3,783,252	0
48	04/05/31		120,000	30	15.00000	0	0	46,642	46,642	73,358	3,709,894	0
49	04/06/30		120,000	30	15.00000	0	0					0

** 金 利 計 算 書 **

回数	取引日	貸付金	支払金	経過	利率	手数料	前回未収不足	経過利息	利息充当	元金充当	残元金	未収不足金
50	04/07/27			27	15.00000	0	0	41,164	41,164	78,836	3,631,058	0
51	04/07/27	2,951,906		0	15.00000	0	0	0	0	0	6,682,964	0
52	04/08/26			30	15.00000	0	0	81,159	81,159	48,841	6,534,123	0
53	04/09/29			34	15.00000	0	0	91,298	91,298	43,702	6,490,421	0
54	04/11/01			33	15.00000	0	0	88,020	88,020	56,980	6,433,441	0
55	04/11/30			29	15.00000	0	0	76,672	0	0	6,433,441	76,672
56	04/12/10			10	15.00000	0	76,672	26,438	103,110	106,890	6,326,551	0
57	04/12/31			21	15.00000	0	0	64,599	0	0	6,326,551	54,599
58	05/01/31			31	15.00000	0	54,599	80,598	135,197	78,803	6,247,748	0
59	05/02/28			28	15.00000	0	0	71,891	0	0	6,247,748	71,891
60	05/03/16			16	15.00000	0	71,891	41,081	112,972	57,028	6,190,720	0
61	05/03/31			15	15.00000	0	0	38,161	0	0	6,190,720	38,161
62	05/04/28			28	15.00000	0	38,161	71,235	109,396	40,604	6,150,116	0
63	05/05/23			25	15.00000	0	0	63,186	63,186	136,814	6,013,302	0
64	05/05/23	401,377		0	15.00000	0	0	0	0	0	6,414,679	0
65	05/06/30			38	15.00000	0	0	100,174	0	0	6,414,679	100,174
66	05/08/25			56	15.00000	0	100,174	147,625	247,799	87,201	6,327,478	0
67	05/09/30			36	15.00000	0	0	93,612	0	0	6,327,478	93,612
68	05/10/31			31	15.00000	0	93,612	80,810	100,000	0	6,327,478	74,222
69	05/11/28			28	15.00000	0	74,222	72,809	132,000	0	6,327,478	15,031
70	05/12/31			33	15.00000	0	15,031	85,811	0	0	6,327,478	100,842
71	06/01/16			16	15.00000	0	100,842	41,605	93,000	0	6,327,478	49,447
72	06/02/27			42	15.00000	0	49,447	109,214	89,000	0	6,327,478	69,661
73	06/03/15			16	15.00000	0	69,661	41,605	100,000	0	6,327,478	11,266
合計		9,533,975	7,163,000	62					3,956,503	3,206,497		

利息計算書

年月日	貸付額	返済額	発生利息等			充当		残高		過払利息			
			利率	日数	利息等	利息等	元金	利息等	元金	利率等	利息	利息残金	過払利息充当
H05.06.01	500,000								500,000	5%	0	0	0
H05.06.30	8,400	25,000	18.000%	29	7,150	7,150	17,850	0	490,550	5%	0	0	0
H05.07.31	8,400	25,000	18.000%	31	7,499	7,499	17,501	0	481,449	5%	0	0	0
H05.08.31	8,400	25,000	18.000%	31	7,360	7,360	17,640	0	472,209	5%	0	0	0
H05.09.30	8,400	25,000	18.000%	30	6,986	6,986	18,014	0	462,595	5%	0	0	0
H05.10.31	8,400	25,000	18.000%	31	7,072	7,072	17,928	0	453,067	5%	0	0	0
H05.11.30	8,400	25,000	18.000%	30	6,702	6,702	18,298	0	443,169	5%	0	0	0
H05.12.27	8,400	25,000	18.000%	27	5,900	5,900	19,100	0	432,469	5%	0	0	0
H06.01.31	8,400	25,000	18.000%	35	7,464	7,464	17,536	0	423,333	5%	0	0	0
H06.02.28	8,400	25,000	18.000%	28	5,845	5,845	19,155	0	412,578	5%	0	0	0
H06.03.31	8,400	25,000	18.000%	31	6,307	6,307	18,693	0	402,285	5%	0	0	0
H06.04.30	8,400	25,000	18.000%	30	5,951	5,951	19,049	0	391,636	5%	0	0	0
H06.05.31	8,400	25,000	18.000%	31	5,987	5,987	19,013	0	381,023	5%	0	0	0
H06.06.30	8,400	25,000	18.000%	30	5,637	5,637	19,363	0	370,060	5%	0	0	0
H06.07.31	8,400	25,000	18.000%	31	5,657	5,657	19,343	0	359,117	5%	0	0	0
H06.08.31	8,400	25,000	18.000%	31	5,490	5,490	19,510	0	348,007	5%	0	0	0
H06.09.30	8,400	25,000	18.000%	30	5,148	5,148	19,852	0	336,555	5%	0	0	0
H06.10.31	8,400	25,000	18.000%	31	5,145	5,145	19,855	0	325,100	5%	0	0	0
H06.11.30	8,400	25,000	18.000%	30	4,809	4,809	20,191	0	313,309	5%	0	0	0
H06.12.27	8,400	25,000	18.000%	27	4,171	4,171	20,829	0	300,880	5%	0	0	0
H07.01.31	8,400	25,000	18.000%	35	5,193	5,193	19,807	0	289,473	5%	0	0	0
H07.02.28	8,400	25,000	18.000%	28	3,997	3,997	21,003	0	276,870	5%	0	0	0
H07.03.31	8,400	25,000	18.000%	31	4,232	4,232	20,768	0	264,502	5%	0	0	0
H07.04.30	8,400	25,000	18.000%	30	3,913	3,913	21,087	0	251,815	5%	0	0	0
H07.05.31	8,400	25,000	18.000%	31	3,849	3,849	21,151	0	239,064	5%	0	0	0
H07.06.30	8,400	25,000	18.000%	30	3,536	3,536	21,464	0	226,000	5%	0	0	0
H07.07.31	8,400	25,000	18.000%	31	3,455	3,455	21,545	0	212,855	5%	0	0	0
H07.08.10	3,000,000	503,283	18.000%	10	1,049	1,049	502,234	0	2,710,621	5%	0	0	0
H07.08.31		90,000	15.000%	21	23,393	23,393	66,607	0	2,644,014	5%	0	0	0
H07.09.30		90,000	15.000%	30	32,597	32,597	57,403	0	2,586,611	5%	0	0	0
H07.10.31		90,000	15.000%	31	32,952	32,952	57,048	0	2,529,563	5%	0	0	0
H07.11.30		90,000	15.000%	30	31,186	31,186	58,814	0	2,470,749	5%	0	0	0
H07.12.27		90,000	15.000%	27	27,415	27,415	62,585	0	2,408,164	5%	0	0	0
H08.01.31		90,000	15.000%	35	34,554	34,554	55,446	0	2,352,718	5%	0	0	0
H08.02.28		90,000	15.000%	28	26,998	26,998	63,002	0	2,289,716	5%	0	0	0
H08.03.31		90,000	15.000%	32	30,029	30,029	59,971	0	2,229,745	5%	0	0	0
H08.04.30		90,000	15.000%	30	27,414	27,414	62,586	0	2,167,159	5%	0	0	0
H08.05.31		90,000	15.000%	31	27,533	27,533	62,467	0	2,104,692	5%	0	0	0
H08.06.30		90,000	15.000%	30	25,877	25,877	64,123	0	2,040,569	5%	0	0	0
H08.07.31		90,000	15.000%	31	25,925	25,925	64,075	0	1,976,494	5%	0	0	0
H08.08.31		90,000	15.000%	31	25,111	25,111	64,889	0	1,911,605	5%	0	0	0
H08.09.30		90,000	15.000%	30	23,503	23,503	66,497	0	1,845,108	5%	0	0	0
H08.10.31		90,000	15.000%	31	23,441	23,441	66,559	0	1,778,549	5%	0	0	0
H08.11.30		90,000	15.000%	30	21,867	21,867	68,133	0	1,710,416	5%	0	0	0
H08.12.27		90,000	15.000%	27	18,926	18,926	71,074	0	1,639,342	5%	0	0	0
H09.01.31		90,000	15.000%	35	23,572	23,572	66,428	0	1,572,914	5%	0	0	0
H09.02.28		90,000	15.000%	28	18,099	18,099	71,901	0	1,501,013	5%	0	0	0
H09.03.31		90,000	15.000%	31	19,122	19,122	70,878	0	1,430,135	5%	0	0	0
H09.04.30		90,000	15.000%	30	17,631	17,631	72,369	0	1,357,766	5%	0	0	0
H09.05.29	6,000,000	2,558,762	15.000%	29	16,181	16,181	2,542,581	0	4,815,185	5%	0	0	0
H09.06.30		120,000	15.000%	32	63,322	63,322	56,678	0	4,758,507	5%	0	0	0
H09.07.31		120,000	15.000%	31	60,622	60,622	59,378	0	4,699,129	5%	0	0	0
H09.08.31		120,000	15.000%	31	59,865	59,865	60,135	0	4,638,994	5%	0	0	0
H09.09.30		120,000	15.000%	30	57,193	57,193	62,807	0	4,576,187	5%	0	0	0
H09.10.31		120,000	15.000%	31	58,299	58,299	61,701	0	4,514,486	5%	0	0	0
H09.11.30		120,000	15.000%	30	55,658	55,658	64,342	0	4,450,144	5%	0	0	0
H09.12.27		120,000	15.000%	27	49,378	49,378	70,622	0	4,379,522	5%	0	0	0
H10.01.31		120,000	15.000%	35	62,993	62,993	57,007	0	4,322,515	5%	0	0	0
H10.02.28		120,000	15.000%	28	49,738	49,738	70,262	0	4,252,253	5%	0	0	0
H10.03.31		120,000	15.000%	31	54,172	54,172	65,828	0	4,186,425	5%	0	0	0
H10.04.30		120,000	15.000%	30	51,613	51,613	68,387	0	4,118,038	5%	0	0	0
H10.05.31		120,000	15.000%	31	52,462	52,462	67,538	0	4,050,500	5%	0	0	0

利息計算書

H10.06.30		120,000	15.000%	30	49,937	49,937	70,063	0	3,980,437	5%	0	0	0
H10.07.31		120,000	15.000%	31	50,709	50,709	69,291	0	3,911,146	5%	0	0	0
H10.08.04	9,000,000	5,708,607	15.000%	4	6,429	6,429	5,702,178	0	7,208,968	5%	0	0	0
H10.08.31		160,000	15.000%	27	79,989	79,989	80,011	0	7,128,957	5%	0	0	0
H10.09.30		160,000	15.000%	30	87,891	87,891	72,109	0	7,056,848	5%	0	0	0
H10.10.31		160,000	15.000%	31	89,902	89,902	70,098	0	6,986,750	5%	0	0	0
H10.11.30		160,000	15.000%	30	86,138	86,138	73,862	0	6,912,888	5%	0	0	0
H10.12.27		160,000	15.000%	27	76,704	76,704	83,296	0	6,829,592	5%	0	0	0
H11.01.31		160,000	15.000%	35	98,233	98,233	61,767	0	6,767,825	5%	0	0	0
H11.02.28		160,000	15.000%	28	77,876	77,876	82,124	0	6,685,701	5%	0	0	0
H11.03.31		160,000	15.000%	31	85,173	85,173	74,827	0	6,610,874	5%	0	0	0
H11.04.30		160,000	15.000%	30	81,503	81,503	78,497	0	6,532,377	5%	0	0	0
H11.05.31		160,000	15.000%	31	83,220	83,220	76,780	0	6,455,597	5%	0	0	0
H11.06.30		160,000	15.000%	30	79,589	79,589	80,411	0	6,375,186	5%	0	0	0
H11.07.31		160,000	15.000%	31	81,218	81,218	78,782	0	6,296,404	5%	0	0	0
H11.08.31		160,000	15.000%	31	80,214	80,214	79,786	0	6,216,618	5%	0	0	0
H11.09.30		160,000	15.000%	30	76,643	76,643	83,357	0	6,133,261	5%	0	0	0
H11.10.31		160,000	15.000%	31	78,136	78,136	81,864	0	6,051,397	5%	0	0	0
H11.11.30		160,000	15.000%	30	74,606	74,606	85,394	0	5,966,003	5%	0	0	0
H11.12.27		160,000	15.000%	27	66,198	66,198	93,802	0	5,872,201	5%	0	0	0
H12.01.31		160,000	15.000%	35	84,258	84,258	75,742	0	5,796,459	5%	0	0	0
H12.02.29		160,000	15.000%	29	68,892	68,892	91,108	0	5,705,351	5%	0	0	0
H12.03.31		160,000	15.000%	31	72,486	72,486	87,514	0	5,617,837	5%	0	0	0
H12.04.30		160,000	15.000%	30	69,071	69,071	90,929	0	5,526,908	5%	0	0	0
H12.05.31		160,000	15.000%	31	70,218	70,218	89,782	0	5,437,126	5%	0	0	0
H12.06.01	1,000,000		15.000%	1	2,228	0	0	2,228	6,437,126	5%	0	0	0
H12.06.30		180,000	15.000%	29	76,506	78,734	101,266	0	6,335,860	5%	0	0	0
H12.07.31		180,000	15.000%	31	80,496	80,496	99,504	0	6,236,356	5%	0	0	0
H12.08.31		180,000	15.000%	31	79,232	79,232	100,768	0	6,135,588	5%	0	0	0
H12.09.30		180,000	15.000%	30	75,437	75,437	104,563	0	6,031,025	5%	0	0	0
H12.10.31		180,000	15.000%	31	76,623	76,623	103,377	0	5,927,648	5%	0	0	0
H12.11.30		180,000	15.000%	30	72,880	72,880	107,120	0	5,820,528	5%	0	0	0
H12.12.27		180,000	15.000%	27	64,407	64,407	115,593	0	5,704,935	5%	0	0	0
H13.01.31		180,000	15.000%	35	82,031	82,031	97,969	0	5,606,966	5%	0	0	0
H13.02.28		180,000	15.000%	28	64,518	64,518	115,482	0	5,491,484	5%	0	0	0
H13.03.31		180,000	15.000%	31	69,960	69,960	110,040	0	5,381,444	5%	0	0	0
H13.04.30		180,000	15.000%	30	66,346	66,346	113,654	0	5,267,790	5%	0	0	0
H13.05.31		180,000	15.000%	31	67,110	67,110	112,890	0	5,154,900	5%	0	0	0
H13.06.30		180,000	15.000%	30	63,553	63,553	116,447	0	5,038,453	5%	0	0	0
H13.07.31		180,000	15.000%	31	64,188	64,188	115,812	0	4,922,641	5%	0	0	0
H13.08.31		180,000	15.000%	31	62,713	62,713	117,287	0	4,805,354	5%	0	0	0
H13.09.30		180,000	15.000%	30	59,244	59,244	120,756	0	4,684,598	5%	0	0	0
H13.10.31		180,000	15.000%	31	59,680	59,680	120,320	0	4,564,278	5%	0	0	0
H13.11.30		180,000	15.000%	30	56,271	56,271	123,729	0	4,440,549	5%	0	0	0
H13.12.27		180,000	15.000%	27	49,271	49,271	130,729	0	4,309,820	5%	0	0	0
H14.01.31		180,000	15.000%	35	61,990	61,990	118,010	0	4,191,810	5%	0	0	0
H14.02.28		180,000	15.000%	28	48,234	48,234	131,766	0	4,060,044	5%	0	0	0
H14.03.31		180,000	15.000%	31	51,723	51,723	128,277	0	3,931,767	5%	0	0	0
H14.04.30		180,000	15.000%	30	48,473	48,473	131,527	0	3,800,240	5%	0	0	0
H14.05.31		180,000	15.000%	31	48,414	48,414	131,586	0	3,668,654	5%	0	0	0
H14.06.30		180,000	15.000%	30	45,229	45,229	134,771	0	3,533,883	5%	0	0	0
H14.07.31		180,000	15.000%	31	45,020	45,020	134,980	0	3,398,903	5%	0	0	0
H14.08.31		180,000	15.000%	31	43,301	43,301	136,699	0	3,262,204	5%	0	0	0
H14.09.30		180,000	15.000%	30	40,218	40,218	139,782	0	3,122,422	5%	0	0	0
H14.10.31		180,000	15.000%	31	39,778	39,778	140,222	0	2,982,200	5%	0	0	0
H14.11.30		180,000	15.000%	30	36,766	36,766	143,234	0	2,838,966	5%	0	0	0
H14.12.27		180,000	15.000%	27	31,500	31,500	148,500	0	2,690,466	5%	0	0	0
H15.01.31		180,000	15.000%	35	38,698	38,698	141,302	0	2,549,164	5%	0	0	0
H15.02.28		180,000	15.000%	28	29,332	29,332	150,668	0	2,398,496	5%	0	0	0
H15.03.31		180,000	15.000%	31	30,556	30,556	149,444	0	2,249,052	5%	0	0	0
H15.04.30		180,000	15.000%	30	27,728	27,728	152,272	0	2,096,780	5%	0	0	0
H15.05.31		180,000	15.000%	31	26,712	26,712	153,288	0	1,943,492	5%	0	0	0
H15.06.30		180,000	15.000%	30	23,960	23,960	156,040	0	1,787,452	5%	0	0	0
H15.07.31		180,000	15.000%	31	22,771	22,771	157,229	0	1,630,223	5%	0	0	0
H15.08.31		180,000	15.000%	31	20,768	20,768	159,232	0	1,470,991	5%	0	0	0
H15.09.30		180,000	15.000%	30	18,135	18,135	161,865	0	1,309,126	5%	0	0	0

利息計算書

H15.10.31		180,000	15.000%	31	16,677	16,677	163,323	0	1,145,803	5%	0	0	0
H15.11.30		180,000	15.000%	30	14,126	14,126	165,874	0	979,929	5%	0	0	0
H15.12.27		180,000	15.000%	27	10,873	10,873	169,127	0	810,802	5%	0	0	0
H16.01.31		180,000	15.000%	35	11,633	11,633	168,367	0	642,435	5%	0	0	0
H16.02.29		180,000	15.000%	29	7,635	7,635	172,365	0	470,070	5%	0	0	0
H16.03.31		180,000	15.000%	31	5,972	5,972	174,028	0	296,042	5%	0	0	0
H16.04.30		180,000	15.000%	30	3,639	3,639	176,361	0	119,681	5%	0	0	0
H16.05.31		180,000	15.000%	31	1,520	1,520	178,480	0	-58,799	5%	0	0	0
H16.06.30		180,000	15.000%	30	0	0	180,000	0	-238,799	5%	-240	-240	0
H16.07.31		180,000	15.000%	31	0	0	180,000	0	-418,799	5%	-1011	-1251	0
H16.08.31		180,000	15.000%	31	0	0	180,000	0	-598,799	5%	-1773	-3024	0
H16.09.30		180,000	15.000%	30	0	0	180,000	0	-778,799	5%	-2454	-5478	0
H16.10.31		180,000	15.000%	31	0	0	180,000	0	-958,799	5%	-3298	-8776	0
H16.11.30		180,000	15.000%	30	0	0	180,000	0	-1,138,799	5%	-3929	-12705	0
H16.12.27		180,000	15.000%	27	0	0	180,000	0	-1,318,799	5%	-4200	-16905	0
H17.01.31		100,000	15.000%	35	0	0	100,000	0	-1,418,799	5%	-6321	-23226	0
H17.02.28		100,000	15.000%	28	0	0	100,000	0	-1,518,799	5%	-5441	-28667	0
H17.03.31		100,000	15.000%	31	0	0	100,000	0	-1,618,799	5%	-6449	-35116	0
H17.04.30		100,000	15.000%	30	0	0	100,000	0	-1,718,799	5%	-6652	-41768	0
H17.05.31		100,000	15.000%	31	0	0	100,000	0	-1,818,799	5%	-7299	-49067	0
H17.06.30		100,000	15.000%	30	0	0	100,000	0	-1,918,799	5%	-7474	-56541	0
H17.07.31		100,000	15.000%	31	0	0	100,000	0	-2,018,799	5%	-8148	-64689	0
H17.08.31		100,000	15.000%	31	0	0	100,000	0	-2,118,799	5%	-8572	-73261	0
H17.09.30		100,000	15.000%	30	0	0	100,000	0	-2,218,799	5%	-8707	-81968	0
H17.10.31		100,000	15.000%	31	0	0	100,000	0	-2,318,799	5%	-9422	-91390	0
H17.11.30		100,000	15.000%	30	0	0	100,000	0	-2,418,799	5%	-9529	-100919	0
H17.12.27		100,000	15.000%	27	0	0	100,000	0	-2,518,799	5%	-8946	-109865	0
H18.01.31		100,000	15.000%	35	0	0	100,000	0	-2,618,799	5%	-12076	-121941	0
H18.12.31			15.000%	334	0	0	0	0	-2,618,799	5%	-119819	-241760	0
H19.12.31			15.000%	365	0	0	0	0	-2,618,799	5%	-130939	-372699	0
H20.08.08			15.000%	221	0	0	0	0	-2,618,799	5%	-79064	-451763	0